

平成26年第2回東大和市議会総務委員会記録

平成26年6月13日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

4番	実川圭子君	6番	大后治雄君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- （1）座席の変更について
- （2）26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書に係る陳情
- （3）26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書に係る陳情
- （4）特定事件調査
行政視察について

午前 9時54分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成26年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 初めに、座席の変更について、本件を議題に追加いたします。

お諮りいたします。

委員の座席をただいま御着席のとおり変更したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（押本 修君） 次に、26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情、26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、朗読させていただきます。

26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情

26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

本日は説明員の出席がございませんので、委員間で意見を述べ合うという形で進めさせていただきます。

それでは、発言のほうをどうぞ。

○委員（尾崎利一君） 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗するということですが、この問題は東大和の市民も含めて、日本国民が戦場で殺し殺されると、血を流すことになるかどうかという市民にとっても極めて大事な問題だというふうに思います。例えば政府は1,000海里のシーレーン防衛ということも言ってきましたけれども、これも実は個別的自衛権の行使で可能だという見解を、これまでも示してきました。個別的自衛権の中身を拡大することで、何とか軍備増強路線を突き進んできたというのが、これまでの政府の立場です。つまり、集団的自衛権は行使できないという前提のもとで、それでも個別的自衛権の中身を拡大して、何とかあっち行ったり、こっち行ったりできるようにしようということをやってきた。けども、アフガニスタンに行こうが、イラクに行こうが武力行使できない、戦闘地域に行けない。このことが、やはり大きな憲法9条と集団的自衛権の歯どめになってきた。それを集団的自衛権の行使を可能にすることによって、その歯どめをなくそうというのが、今度の集団的自衛権の行使の容認という問題です。

ですから、国民の命にかかわるし、それから日本の戦後の大きなあり方を大もとから覆す大問題になるということです。しかもそれだけの大きな問題なわけだから、憲法を変えてやるというのならまだわかりますけれども、それを憲法も変えずに一政権の閣議決定だけでやってしまおうというのは、余りに横暴で憲法に対するクーデターだと言って過言ではないというふうに思います。ですから、当然この陳情は僕は採択すべきだというふうに思いますし、それから東大和市は平成2年に平和都市を宣言しているわけです。短い文章ですが、最後のところだけちょっと言いますと、「ここに平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを改めて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する」という内

容です。この平和都市宣言に基づいて、東大和市議会では核実験等に反対する、抗議する決議をずっと挙げてきました。この問題は、この問題はそれ以上の大問題であり、市議会として明確な態度を示すべきだというふうに思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

○委員（佐竹康彦君） この間、今現在でも政府というより、与党のほうでさまざまな事例も含めて協議をされている途中でございますけれども、私自身の考えとしては、従来の政府の憲法解釈が妥当なんじゃないかなというふうに思っております。ただ、安倍首相が安保法制懇を私的諮問機関ですけれども、安保法制懇からの意見も受けて、三つを大きく柱を示されているんじゃないかなと思います。

1つは、これまでの政府憲法解釈下で可能な立法措置を検討するという。現在の憲法解釈のもとでも大丈夫な形での立法措置を検討ということ。

2つ目が、安保法制懇の報告書に示された個別的か集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない。また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には憲法上の制約がないといった、こういった提言については安倍首相は政府としては採用できないと明言されている。これが大きな二つ目。

3つ目としては、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される、この報告書の提言を政府として今後さらに研究を進めると、こう述べられたと、これが約1カ月前のお話で、それ以後与党の中でグレーゾーンですとか、限定的な集団的自衛権の問題とか、さまざま議論して、まだそれも決着を見てない状況ですけども、私個人の判断としては、従来の政府の憲法解釈に沿った形で今後もあってもいいんじゃないか。もし従来の政府の憲法解釈を変えたとしたら、本当に具体的、個別的にどうなのかと、本当にそれで国民の皆様が納得していただけるのかどうか、そういったところの議論をぜひきちんと煮詰めなきゃいけないのかなというふうに思っていますので、これはここにいらっしゃる委員の皆様のお意見もぜひ伺いしながら、議論を深めたいなというふうに思っているのが今現在の立場です。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

○委員（二宮由子君） 私も、そもそもこの憲法が認められているのは、個別的自衛権の行使までの見解でありまして、集団的自衛権の行使というのは、憲法が改正されるならばともかくも、憲法改正する前に行使だけを容認するというのは、非常にそれは遺憾であるというふうに思っております。

また、政府与党のほうに15の事例というふうに報道もされましたけれども、そのほとんどが個別的自衛権で対応ができるということと、あと海上保安庁であったり、警察権であったり、それで対応ができるということです。私どもの会派というか、党としては、この陳情書に対しては賛成をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 私ももともと、この問題に関しては、もう本来憲法解釈、憲法そのものを安倍政権自身は変えたいと思っていたのが、どうもうまくいかないからという形で、こういう極めて強引にちょっとこういうむちゃな論議をしているなと思っています。そもそも今の安倍政権がとっているいろいろな姿勢が、やはり逆に火種を招いているのが多々あるし、その政権がこういうことを持ち出したこと自体が、極めて危ないなと思っていますし、これは単に国政の問題であるけれども、本来憲法によるべきもの、それをきちっと正々堂々

と論議しないで解釈で変えてしまうということが、これが認められてしまったら、地方自治とか、そういった問題でも同じようなことが起きるんじゃないかということも危惧しておりますので、やはりこれはこういう問題に関しては、きちっと議員として対処して、おかしものはおかしいし、そういった態度を示すべきだなと思います。

○委員（尾崎利一君） 従来の政府解釈でいくべきだというお話しありましたが、従来の政府解釈をこころ変えて、集団的自衛権の行使に踏み込むという批判に対しては、政府もそれでもいいんだとは言えない状況ですよね、安倍首相もね。それで、今までの政府見解の中で集団的自衛権行使の可能性があるんじゃないかという言い方を、安倍首相はしているわけですよ。それで、私はその根拠として1972年の政府見解というのを、安倍首相は持ち出しているわけですが、この政府見解は結論として、我が憲法のもとで武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを、その内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないと、これが1972年の政府見解の結論部分なんですよ。

それから、その9年後ですけど、1981年にも政府の答弁が行われているんですが、これも72年の政府見解を踏まえた政府答弁で、何ら見解を変えるものではないんですけども、特徴は集団的自衛権というは何なのかというのを、この81年の答弁の中では触れているんです。国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。我が国が国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため、必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されないと考えている、これが81年の政府答弁ですけども、いずれも我が国を防衛するためとか、我が国に攻撃が加えられたとき、つまり個別的自衛権は許されるんだけど、それ以外の場合、他国での国外での武力行使は許されない、集団的自衛権は許されないというのが、これまでの政府見解で、これはこの中に集団的自衛権の行使が限定的にでも可能であるという論旨は1ミリたりともあり得ない、日本語を読めれば存在しないことは明らかだと私は思います。

その点で、やはりそこを強弁して72年の見解をもって、今度の憲法解釈変更の根拠に据えようということも全く道理がない。ですから、この陳情の中で言われているように、自国が直接攻撃されていない場合には、集団的自衛権の行使は許されないという確立した政府解釈、これをみだりに変更するべきではないというのが、まさにそのとおりであり、この陳情、市議会としても採択すべきだというふう考えます。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

○委員（佐竹康彦君） これ私の意見を述べるということではないんですけども、今お聞きすると、現在までの憲法の解釈のあり方でいいんじゃないかという御意見が多いように思うんですけども、それではないと、やはり集団的自衛権の行使は必要なんだというふうに思われる委員の方の御意見があれば、ぜひお聞かせいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。済みません、委員長を差しおいて、私自身が聞きたいというふうに思いがございまして。

○委員長（押本 修君） 今までの御意見とは違う形の、もし述べられてない方いらっしゃったら、どうぞ。

○委員（関田正民君） 大体、これはもう党により、また個人、個人、それなりの見解を持っていると思うんですよね。それで、まして質疑しても、いわゆる自由討論ということで、皆それぞれの各立場、また個人の考え

を述べるだけのことで、それだったらもう答えが出ていると思うんで、どうでしょう、先に決とったらどうですか。幾ら、私たち自由討論してもぐるぐる回っているだけで、結局最終的にはどうするのかということだと思うんですね。継続にするのか、決をとるのか、それぞれいろんな各自ふだん自分の持論を述べているわけですから、きょうはたまたま委員会ですから、答弁者がいないということもあるし、やっぱり意見を言っても、今言うようにぐるぐる回っているだけで、お互いの持論を言っているだけのことであって、果たしてしまいはどうしようかということになると思うんですね。それを、ひとつ委員長にお願いしたいと思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 特に、これ以上の発言ないということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） それでは暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時33分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

○委員（尾崎利一君） 憲法というのは、国民が権力を縛るためにあるというのが立憲主義の考え方です。ところが、今安倍首相は今国会の会期中に閣議決定したい。それが無理なら7月上旬だと、決めるときには決めるのが責任政党だということを言って、遅くとも7月上旬には閣議決定しようということをやっています。これは、やはり権力が権力を縛るべき憲法を乗っ取るという行為に等しいわけで、我々市民がその経過をそのまま指をくわえて見ているというわけにはいかない問題だというふうに思います。ですから、やはりこの時点で市議会として態度を明確にして、この陳情採択し、意見書を提出するということが求められているというふうに私は思います。

○委員長（押本 修君） ほかに質疑のほうございませんか。

○委員（蜂須賀千雅君） この際、動議を提出いたします。

26第3号陳情及び26第5号陳情につきましては、なお国政の動向等検討が必要と思われますので、継続審査の動議を提出いたします。委員長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員（尾崎利一君） 今申し上げましたけれども、このまま推移を見守って継続審査にすれば、その間に今言いましたけれども、6月22日の会期末、もしくは7月上旬、当初の計画でも8月半ばというところまでに閣議決定しようということです。今継続審査にすれば、これは9月議会の本会議で議会の意思が決められるということになりますので、継続審査はすべきではないと、きょうこの場で採決を行い、意見書を提出すべきだ、今議会議中に意見書を提出すべきだと思います。

○委員長（押本 修君） 申しわけありません、私のほうから最初に異議を認める前に蜂須賀委員からの動議についての発言がありますので、申しわけありません、順番逆になりましたけれども、発言させていただきます。

ただいま蜂須賀千雅委員のほうから、26第3号陳情及び26第5号陳情を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおりと決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本動議のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立多数。

よって、本動議のとおり、26第3号陳情及び26第5号陳情を継続審査とすることに可決されました。

○委員（尾崎利一君） 継続審査にすることですけれども、議会としての態度は、そうすると9月議会ということになります。しかし、委員会としての態度だけでも早期に示すべきというふうに思いますので、遅くとも7月上旬までに次回総務委員会を開催していただくよう要望します。

○委員長（押本 修君） 尾崎利一委員からの要望ということですが、次期開催につきましては、また正副委員長、そして議会事務局のほうと諸般のいろんな事情を勘案しまして決定をさせていただきたいと思いますので、その辺は御承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（押本 修君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査〔行政視察〕のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成26年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時40分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修